

伊佐北始良環境管理組合同規約の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、伊佐北始良環境管理組合同規約（昭和51年指令地第618号許可）の一部を別紙のとおり改正することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

霧島市長 中重 真一

（提案理由）

本市が伊佐北始良環境管理組合を脱退することに伴い、組合名称の変更及び組合経費の支弁方法の見直しを行うこととなったため、組合同規約の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものである。

(別紙)

伊佐北始良環境管理組合同規約の一部を改正する規約

伊佐北始良環境管理組合同規約（昭和51年指令地第618号許可）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊佐湧水環境管理組合同規約

第1条中「伊佐北始良環境管理組合」を「伊佐湧水環境管理組合」に改める。

第13条を次のように改める。

（組合経費の支弁方法）

第13条 組合の経費は、組合有財産及び組合の事業により生ずる収入並びにその他の収入のほか、次の各号に定める負担割合による負担金をもって充てる。

(1) 組合及び施設の維持管理及び運営に要する経費

ア 平等割 10パーセント

イ 人口割 30パーセント（人口は、公示された直近の国勢調査の結果による人口）

ウ 実績割 60パーセント（実績は、前々年度11月1日から前年度10月31日までのごみ搬入量）

(2) 施設及び機器類の設置及び大規模整備等に要する経費

ア 平等割 25パーセント

イ 人口割 75パーセント（人口は、当該設置及び整備等時に公示されていた直近の国勢調査の結果による人口）

2 前項に定めるもののほか、特別な経費については、関係市町が協議して定めることができる。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。